

<補助対象者・市民>

Q : 1 世帯主以外の世帯員でも申請できますか。

A : 1 世帯主に限ります。

Q : 2 誤って複数の事前申込みをした場合、どの申込みが採用されますか。

A : 2 複数の事前申込があった場合、本人に確認をしますが、連絡がつかない場合は事前申込期間内の最終の申込みを採用します。

Q : 3 住民票及び市税の納付状況について、証明書の提出が必要ですか。

A : 3 事前申込書又は申請書を提出する際、市が住民基本台帳及び市税の納付に関する公簿を確認することに同意いただければ、証明書の提出は不要です。ただし、同意いただけない場合は、それぞれの証明書を提出していただきます。

Q : 4 市内に住所を有するとはいつの時点ですか。

A : 4 市が補助金の交付を予定する者（補助金交付内定者）を決定しようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点においても、市内に住所を有している必要があります。なお、事前申込みをする日に市内に住所がなければ申し込むことができません。

Q : 5 市税の滞納がないとはいつの時点ですか。

A : 5 市が補助金の交付を予定する者（補助金交付内定者）を決定しようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日に納税状況を確認し、滞納があると補助金の交付対象となりません。

Q : 6 12月に霧島市に転入予定ですが、対象になりますか。

A : 6 補助金交付内定者を決定しようとする日に霧島市内に住所を有している必要があることから、対象になりません。ただし、事前申込が予算を超えなかった場合は、12月10日以降、先着順により事前申込を受付けますので、霧島市内に転入後、事前申込書を提出してください。

Q : 7 霧島市に転入する以前に対象家電を購入した場合でも条件を満たせば補助対象となりますか。

A : 7 令和7年2月14日以降の対象製品の購入であって、補助金交付内定者を決定しようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点でも補助対象者の要件を満たしていれば補助対象となります。ただし、抽選に当選する必要があります。

Q : 8 抽選の当選後に対象家電を購入し、補助金の交付決定日以前に霧島市外に転出しますが、補助対象となりますか。

A : 8 対象となりません。補助金交付内定者を決定しようとする日及び市が補助金の交付を決定しようとする日のいずれの時点でも霧島市に住所を有する必要があります。

Q : 9 非課税世帯でも申請は可能ですか。

A : 9 可能です。

Q : 10 2世帯住宅の場合、それぞれの世帯で申請は可能ですか。

A : 10 それぞれの世帯主名で申請が可能です。

Q : 11 世帯主名義の口座がありません。同居する他の世帯員の口座に振り込んでもらうことは可能ですか。

A : 11 世帯主が同居の世帯員に補助金を代理で受領することを委任する書類を提出してください。委任状は市ホームページからダウンロードして、必要事項を記入し、交付申請書と一緒に提出してください。

Q : 12 購入時の支払いは、世帯主以外のクレジットカードでも可能ですか。

A : 12 世帯員名義のカードであれば構いません。

Q : 13 抽選結果は、落選した場合も届きますか。結果は電話でも教えてもらえますか。

A : 13 抽選結果は、当選・落選どちらも送付します。電話での結果のお伝えはできません。

Q : 14 予算に達しなくて抽選がなかった場合は、交付申請後、2回目の事前申込はできますか。

A : 14 できません。補助金の交付は1世帯1回限りとなります。

<補助対象者・事業者>

- Q : 15 事業者は会社の規模に制限がありますか。
- A : 15 規模に制限はありません。霧島市内に所在する事業所で事業を営む法人または特定非営利活動法人、個人事業主が対象となります。
- Q : 16 本社が東京にあって、営業所が霧島市内にあります。対象になりますか。
- A : 16 営業所の所在と代表の氏名が確認できる公的な書類の提出が必要となります。また、市税の滞納がないことが条件となります。
- Q : 17 個人事業主で、居住地は霧島市外ですが、事業所は霧島市内にあります。対象になりますか。
- A : 17 事業を営んでいることを証明する書類と、居住地の滞納なし証明書の提出が必要となります。
- Q : 18 1階が事務所で、2階が居住スペースです。市民と事業者で申し込みができますか。
- A : 18 住宅の一部又は全部を事業所として使用している場合は、市民又は事業者のいずれか一方のみが申請可能です。
- Q : 19 個人事業主で、自宅と別に事務所があります。事務所と自宅でそれぞれ申し込みができますか。
- A : 19 開業届など、事務所で事業を営んでいることを証明する書類の確認ができれば、事務所と自宅の両方で申し込みができます。ただし、それぞれの建物で、対象製品を買換える必要があります。
- Q : 20 霧島市内に複数の事業所を所有していますが、事業所ごとに申込みできますか。
- A : 20 1事業者1回限りのため、事業所ごとに別々の申込みはできません。ただし、複数の事業所で買換えた対象家電製品をまとめて申し込むことは可能です。

<補助対象製品>

- Q : 21 事前申込した省エネ家電製品が在庫切れとなっているため、他の製品に変更しても問題ありませんか。また、製品が値上げされている場合、補助金額はどうなりますか。
- A : 21 対象省エネ家電製品を変更しても問題ありませんが、省エネ基準達成率が70%以上の製品であることを確認してください。購入金額が変わった場合でも、交付内定通知書に記載する「補助限度額」以内の補助金交付となります。ただし、省エネ基準達成率100%以上の製品で事前申込をし、実際に購入した製品の省エネ基準達成率が70%以上100%未満となった場合は、補助限度額は2万円となります。
- Q : 22 自宅以外の別宅（別荘）への設置も対象となりますか。
- A : 22 なりません。設置の対象は、世帯主が自ら居住する、住民基本台帳上の住所のある住宅に限ります。
- Q : 23 照明器具は、電球の買換えも補助対象となりますか。
- A : 23 なりません。統一省エネラベルの対象製品であるLED照明器具が対象となります。電球のみの交換は、電球と照明器具の組合せが不適切な場合、発煙や火災の原因にもなりますので、ご注意ください。
- Q : 24 リサイクルショップで購入した未使用品も対象となりますか。
- A : 24 対象となりません。新品を条件としています。リサイクルショップ等で販売される未使用品は、他の小売りに流通した後に仕入れられたものであるため、新品という扱いにはなりません。
- Q : 25 販売店で購入したポイントが付与されましたが、補助対象経費から差し引く必要がありますか。
- A : 25 差し引く必要はありません。ただし、現金値引きやクーポン割引、下取り価格、売却額については補助対象経費から差し引くことになります。
- Q : 26 他の家電製品もまとめて購入したら値引きされました。値引きはどうしたらいいですか。
- A : 26 どの製品がいくら値引きされたか明確にわかる場合は、対象製品の値引き額を補助対象経費から差し引きます。ただし、複数の製品にまとめて値引きがされている場合は、製品の金額で按分し、対象製品の補助対象経費から差し引きます。
- Q : 27 消費税は対象になりますか。
- A : 27 対象外です。本体購入費、設置工事費（設置に必要な部品代を含む）の税抜き価格が対象経費となります。

- Q : 28 古い冷蔵庫、エアコンを廃品回収業者に引き渡し、又は親族や知人等に売却して買換えましたが対象となりますか。
- A : 28 なりません。店舗等で処分（廃棄・下取り・売却）し、処分したことを証する書類の提出が必要です。
- Q : 29 古い照明器具の処分を証する書類の提出が必要ですか。
- A : 29 古い照明器具の処分は、交付申請書の誓約・同意事項の処分に関する項目にチェックを入れることで確認します。
- Q : 30 市内の複数店舗で対象家電を購入した場合も合算して申請することは可能ですか。
- A : 30 可能です。ただし、申請は1世帯1回限り、1事業者1回限りです。
- Q : 31 エアコンと冷蔵庫を買換え予定です。2品目の購入金額の合算でも可能ですか。
- A : 31 可能です。ただし、申請は1世帯1回限り、1事業者1回限りです。
- また、省エネ性マークがグリーンのものとおレンジのものを組み合わせて購入した場合は、それぞれで補助金の額を算出して合算し、3万円が上限となります。
- Q : 32 補助事業により買い換えた省エネ家電製品を処分してはならない期間は何年ですか。
- A : 32 補助金の交付を決定した日から起算して6年です。その期間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはいけません。
- Q : 33 国（県）の補助金も申請しているが、併用は可能ですか。
- A : 33 併用できません。国（県）の補助金を受けて購入する製品は対象外となります。
- Q : 34 購入するための資金にしたいので、先に補助金を受け取ることは可能ですか。
- A : 34 先に補助金を受け取ることはできません。対象省エネ家電への買換えを確認することから、購入後に領収書やレシート等必要書類を添付し、申請書を提出していただき、審査後、補助金が交付されます。
- Q : 35 対象製品をネットで購入し、設置を霧島市内の業者に依頼しようと思っていますが、対象になりますか。
- A : 35 対象になりません。購入先は市内の有人店舗に限ります。
- Q : 36 エアコンを買換えましたが、家電リサイクル券（排出者控え）を紛失しました。対象になりますか。
- A : 36 購入した店舗で、お問合せ管理票番号を教えてもらうか、家電リサイクル券の事業者控えのコピーをもらってください。いずれかの方法で処分が確認できれば対象となります。
- Q : 37 洗濯機は対象になりますか。
- A : 37 対象になりません。対象は、冷蔵庫、エアコン及び照明器具の3品目のみです。
- Q : 38 レシートを紛失しました。対象になりますか。
- A : 38 レシートまたは領収書の添付ができない場合は対象になりません。購入した店舗で、再発行や購入履歴の発行等が可能か確認してください。レシートまたは領収書には、購入日・購入した店舗名及び所在・購入した対象省エネ家電製品名及び機種型番・支払金額の内訳が記載されている必要があります。
- Q : 39 9月1日以前に対象製品を購入していたが、対象になりますか。
- A : 39 令和7年2月14日以降に購入した対象製品であれば、対象になります。ただし、交付申請の際に、領収書やレシートの写し、家電リサイクル券の写し（エアコン・冷蔵庫のみ）など必要になりますので、大切に保管してください。
- Q : 40 冷蔵庫とエアコンは、どうやって処分したらいいですか。
- A : 40 冷蔵庫・エアコンは家電リサイクル法の対象廃棄物になります。リサイクル料金を支払って処分をしてください。新しい製品を購入するお店でリサイクル料等を支払って処分してもらうことを推奨します。引取りの際に、家電リサイクル券の排出者控えを渡されるので、必ず受け取り、大切に保管してください。
- Q : 41 照明器具は、どうやって処分したらいいですか。
- A : 41 霧島市指定ごみ袋に入る場合は、不燃ごみ（赤袋）で処分してください。入らない場合は、粗大ごみとして処分してください。
- Q : 42 家電リサイクル券の名前が申請者と異なる場合はどうしたらいいですか。
- A : 42 世帯員の名前が記載されている場合は、そのまま提出してください。世帯員以外の名前が記載されている場合は、配送記録等で申請者の自宅へ配送されたことが確認できる書類を提出してください。